

魚津市 子育て新婚世帯 住宅取得支援補助金

市内で住宅を取得した、子育て・新婚世帯へ補助金を交付します

補助金額

住宅1棟当たり 50万円

対象者

- 子育て世帯
または 新婚世帯が
- 100万円以上の住宅
を市内で取得された方

子育て世帯: 中学3年生以下のお子さんがあるご家庭

新婚世帯: 婚姻後2年以内のご夫婦

住宅取得額には土地の取得及び敷地造成工事に
係る費用を含みません



このほかの住宅取得支援制度

※本制度と重複可能です

【居住誘導区域住宅取得支援補助金】

転入者または居住誘導区域外の市内居住者が居住誘導区域内に住宅を取得した場合、転入者は上限100万円、居住誘導区域外の市内居住者は上限50万円を補助

申請から補助金受領までの流れ

着工前

- 事業計画認定申請書(様式第1号)を提出してください(新築住宅の場合は着工前、建売住宅及び中古住宅の場合は建物に係る所有権移転登記の前までに提出してください。これ以降の申請は受け付けられません)
- 添付書類: 図面(付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表)、世帯全員の住民票の写し、申請者の戸籍謄本(新婚世帯の場合のみ)、住宅取得額がわかるもの

計画認定

- 内容を審査し、事業計画を認定した場合、事業計画認定通知書を送付します

着工

- 工事着手、建て方、上棟

完成

- 補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)を提出してください(完成の日から1カ月以内に提出してください)
- 添付書類: 完了検査済証又は住宅の登記事項証明書、工事請負契約書又は売買契約書等の写し、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の所得証明書、市税等の完納証明書、建物(工事)引渡書の写し、住宅の外観写真

交付決定

- 内容を審査し、補助金の交付を決定した場合、交付決定及び額の確定通知を送付します

請求

- 額の確定通知に基づいて、補助金請求書(様式第7号)を提出してください

振込み

- 請求書に基づいて、補助金を指定口座に振り込みます

(黒字:申請者 白字:市 が行う行為です)

詳しくは、魚津市HPまで

申請・お問合せ先

魚津市 産業建設部 都市計画課 (市役所3階)

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 Tel 0765-23-1026